

設立趣旨書

1 趣旨

現在、関西地域において、毎日およそ何百トンもの食品が、生産過剰、包装時の損傷や賞味期限切れ迫る等の理由で、食品業者によって捨てられています。これらの食品は十分に食するに値する品質、栄養価を備えながら、環境を害する生ごみとして、処理されています。

その一方で、社会福祉法人の施設の多くは、公費による助成の削減で苦しい経営を余儀なくされ、また、関西地域で生活困窮者に対して食事提供している非営利活動団体は、景気低迷による寄付の減少等によって食材調達のための経費の捻出は困難になっています。

私達フードバンク関西は、上記の両者を結び、資源の有効活用と社会福祉の向上に貢献しようと活動を始めました。即ち、私達フードバンク関西は、食品生産者、卸業者、小売業者、個人、あるいは行政組織から余剰食糧を寄贈していただき、社会福祉施設及び助力を必要とする人達に無償で食事提供をしている非営利活動団体にそれらの食材を無償で分配しています。私達の活動が地域に一つの仕組みとして定着し、長期にわたり持続可能なものとなるため、より堅実な事業展開を図ることを目指して、ここに特定非営利活動法人を設立しようとするものです。

2 申請に至るまでの経過

- ① 平成 15 年 2 月発起人による初めての会合が持たれ、食品提供者と食品を受け取る非営利活動団体についての情報収集と交渉を開始する。
- ② 平成 15 年 4 月から大規模店舗 1 箇所から余剰食品の寄贈を受け、大阪地域の非営利活動団体 4 箇所への食材提供を開始する。週 6 日、一日 100 キロ程度。
- ③ 平成 15 年 6 月から神戸市内の児童擁護施設 8 箇所への食品提供を開始する。活動の主体となるボランティア中核グループが結成され、週 6 日、一日 150 キロ程度の余剰食品の寄贈を受け入れ、大阪、神戸の受け取り団体への分配を継続。現在、余剰食糧提供業者 1、受け取り団体及び施設 14。活動をより安定した持続可能なものとするため、特定非営利活動法人認定手続きをすることが運営会議で決定され、そのための準備に入る。

以上の経過を経て、フードバンク関西はここに特定非営利活動法人の認定申請を行うものです。

平成 15 年 8 月 31 日

特定非営利活動法人 フードバンク関西

設立代表者

住所 兵庫県西宮市上田西町3番21-307号

氏名 藤田 治 印